特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和5年12月4日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	介護保険に関する事務					
②事務の概要	介護保険法に基づき、第1号及び第2号被保険者に対して以下の事務を行う。 ① 被保険者の資格管理(取得・喪失・異動)の届出・被保険者証の交付 ② 介護認定の申請・更新勧奨 ③ 介護保険料の賦課・徴収や他保険者への照会 ④ 介護給付に関する申請・届出及び通知 ⑤ 地域支援事業に関する事務 ⑥ 保険者事務共同処理業務 ※本市では、「⑥ 保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。					
③システムの名称	 1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 伝送通信ソフト 5. 申請管理システム ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 					

2. 特定個人情報ファイル名

- 1. 介護保険被保険者情報ファイル
- 2. 伝送通信ファイル
 - (1)受給者情報異動連絡票ファイル
 - (2) 受給者情報訂正連絡票ファイル
- ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項 別表第一の68項
- ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

T. IH TRIME DOLLAR TO TO	77 A COO II THE DISTRICT OF THE PROPERTY OF TH
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (1) 情報照会の根拠 第93、94の項 (2) 情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、 95、97、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務 (1) 情報照会の根拠 第46、47条 (2) 情報提供の根拠 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2、59の3条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部介護保険課 電話:0596-21-5560

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	12年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	12年6月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評値	面書の種類							
2 2:~	項目評価		£	2) 基础 3) 基础	楚項目評価書 楚項目評価書及び 楚項目評価書及び	全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 圓が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 重が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) + 5	₹肢> こ力を入れている ♪である ፱が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 頭が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である ፱が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課是	こ力を入れている うである 質が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である <u>頃が残されている</u>				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	₹肢> こ力を入れている ♪である 圓が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u> 査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	₹肢> こ力を入れて行っ [™] ♪に行っている ♪に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	右の記載を追加	⑥保険者事務共同処理業務 ※本市では、「⑥保険者事務共同処理業務」に ついて、国民健康保険団体連合会(国保連合 会)に委託をして事務を実施しており、国保連合 会が当該事務を実施するに当たって、個人番号 が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には 訂正連絡票)」を提供している。	事後	評価書の見直し
平成29年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	右の記載を追加	4. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審 査支払等システムにて使用するデータについ て、電子メール方式で保険者と国保連合会との 間で、データの送受信を行うシステムのこと。な お、保険者と国保連合会との通信環境は専用 回線を使用している。	事後	評価書の見直し
平成29年10月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	右の記載を追加	2. 伝送通信ファイル (1) 受給者情報異動連絡票ファイル (2) 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国 保連合会へ送信する。	事後	評価書の見直し
平成29年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	·番号法第9条第1項 別表第一 第68項	・番号法第9条第1項 別表第一の68項	事後	法令の題名等の形式的な変 更

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、4 6、、56の2、58、61、62、80、83、87、90、 93、94、95、117項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、 44、46、47条	・番号法第19条第7号 別表第二 (1) 情報照会の根拠 第93、94の項 (2) 情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、6、7、8、11、17、22、26、 30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、 87、90、93、94、95、97、108、109、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める事務 (1) 情報照会の根拠 第46、47条 (2) 情報提供の根拠 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、25 の2、30、32、33、43、43の2、44、46、47、49、 55、55の2、59の3条	事後	法令の題名等の形式的な変 更
令和1年6月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 浦井 由紀恵	介護保険課長	事後	様式の項目名変更に伴う変更
	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	(なし)	(追加項目)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成26年10月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年11月30日	IVリスク対策 8. 監査	[O]自己点検 [O]内部監査	[O]自己点検 []内部監査	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める事務 (2)情報提供の根拠 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、 25の2、30、32、33、43、43の2、44、46、 47、49、55、55の2、59の3条	・番号法第19条第8号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める事務 (2)情報提供の根拠 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、25、 25の2、30、32、33、43、43の2、44、44の 2、46、47、49、55、55の2、59の3条	事後	
令和5年12月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 伝送通信ソフト	 介護保険システム 中間サーバー 団体内統合利用番号連携サーバー 伝送通信ソフト 申請管理システム 	事後	
令和5年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	第1、2、3、4、5、6、7、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61,62,80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務(2)情報提供の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (2)情報提供の根拠 第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、3 0、33、39、42、43、56の2、58、61,62,8 0、81、87、90、93、94、95、97、108、10 9、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務 (2)情報提供の根拠 第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2、59の3条	事後	